

広島県庁の 両立支援制度

仕事も暮らしも、
どっちも充実させたい！



広島県の子ども
元気いっぱい
キャラクター
イクちゃん

広島県庁の 働き方改革

県庁の働き方改革の 目指している姿



全ての職員が、

仕事も暮らしも欲張りな
ライフスタイル を実現できる



広島県全体の価値を高める

そのために、 両立支援制度を 充実させています



いろんな働き方を
応援しているよ！

子育てと仕事の両立①



【主な制度】

制度	内容
出産休暇 (女性のみ)	出産予定日の産前産後それぞれ8週間ずつ取得できる休暇(有給)
配偶者出産休暇 (男性のみ)	配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間までに3日以内で取得できる休暇(有給)
育児参加休暇 (男性のみ)	配偶者の出産予定日の産前産後それぞれ8週間に5日以内で取得できる休暇(有給)

子育てと仕事の両立②



【主な制度】

制度	内容
育児休業	<u>3歳まで</u> の子供を養育するための休業（無給）

民間企業では原則1歳まで

子育てと仕事の両立③



【主な制度】

制度	内容
部分休業	小学校就学前の子供を養育する場合に勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内で取得できる休業（無給）
子育て支援 部分休暇	小学校1～3年生の子供を養育する場合に勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内で取得できる休暇（無給）

広島県独自

子育てと仕事の両立④



【主な制度】

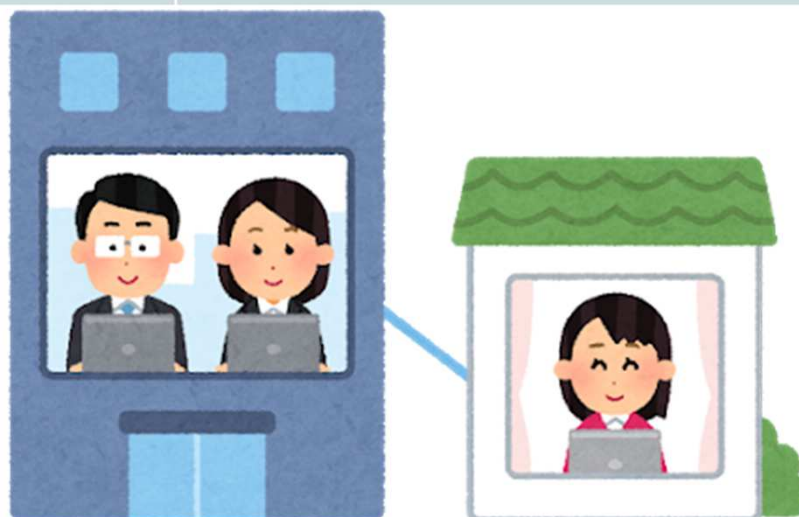
制度	内容
育児短時間勤務	小学校就学前の子供を養育するために勤務時間を短縮する
早出遅出勤務	小学校就学前の子供を養育するなどの場合に始業時刻を早くする又は遅くする

子育てと仕事の両立⑤



【主な制度】

制度	内容
テレワーク	モバイル型パソコンを利用して自宅で業務を行う



介護と仕事の両立 ①

【主な制度】



制度	内容
第1号 介護休暇	通算6か月以内の指定する期間において、1日又は1時間単位で取得できる休暇（無給）
第2号 介護休暇	最長2年6か月の間、6か月単位で取得できる休暇（無給）

広島県独自

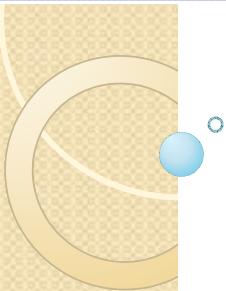
介護と仕事の両立 ②

【主な制度】

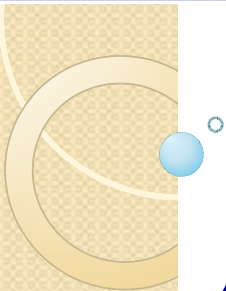


制度	内容
介護時間	最長3年間，勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内で取得できる休暇（無給）
短期介護休暇	1年に5日以内で取得できる休暇（有給）

その他：早出遅出勤務，テレワーク など



**全部は紹介しきれ
ませんが、
他にもいろいろな
制度があります**



**制度があるだけでなく
制度が使えることも
重要です**


【制度利用状況】

- ◆女性職員の育児休業取得率 **100%** (H30)
- ◆男性職員の育児休業取得率 **36.0%** (H30)
- ◆年次有給休暇取得日数 年平均**11.8日** (H30)

離職率も低い傾向

H30離職率(※病院医療職を除く) **0.3%**

**制度を利用して仕事と暮らしを
両立できる環境が整っています!**



**一緒に、
「欲張りなライフスタイル」
を実現しましょう！**